

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に
基づく再発防止検討会」に係る委員名簿

平成18年11月16日現在

氏 名	所 属 等
秋 葉 保 次	(社) 日本薬剤師会 相談役
安 藤 高 夫	(社) 全日本病院協会 副会長
飯 沼 雅 朗	(社) 日本医師会 常任理事
* 内 田 博 文	九州大学法学研究院 教授
太 田 謙 司	(社) 日本歯科医師会 常務理事
尾 形 裕 也	九州大学医学研究院 教授
<small>かみやま</small> 神 山 直 子	東村山市教育委員会教育部指導室 指導主事
<small>くろやなぎ</small> 畔 柳 達 雄	弁護士
<small>こだま</small> 谷 雄 二	違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長
鈴 木 利 廣	明治大学法科大学院 教授
高 橋 茂 樹	弁護士/医師
◎ 多田羅 浩 三	放送大学 教授
田 中 滋	慶應義塾大学大学院 教授
谷 野 亮 爾	(社) 日本精神科病院協会 副会長
中 島 豊 爾	(社) 全国自治体病院協議会 副会長
奈 良 昌 治	(社) 日本病院会 副会長
花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会 会長
日 野 頌 三	(社) 日本医療法人協会 副会長
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会

◎は座長、*は座長代理 ※ 下線部____ が今回の改選委員

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」
運営要綱

(設置目的)

第1条 「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」は、「ハンセン病問題に関する検証会議」からの再発防止のための提言を十分検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにするための開かれた会議として設置され、その提言の検討結果について、随時、国、地方公共団体等の実施状況等を確認する。

(検討内容)

第2条 検討会における検討内容は、次のとおりとする。

- ①提言の検討
- ②検討結果の実現に向けた道筋の提示
- ③提示した道筋の実施状況の確認

(委員構成等)

第3条 検討会の委員は、次の各号に定める者で構成する。

- ①患者・元患者
- ②医療関係者
- ③法律関係者
- ④教育関係者
- ⑤学識経験者等

2 陪席者は、必要に応じ、座長が決定する。

(座長及び座長代理)

第4条 検討会に座長を置く。座長は、検討会委員の中から互選により選出する。

また、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 検討会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は毎回作成し、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

第7条 この運営要綱に定めるほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

第8条 事務局については、(株)三菱総合研究所が行うこととする。

附 則 この要綱の一部改正については、平成18年11月16日から施行する。

※下線部については、今回の改正箇所。

第三者委託機関の概要

1. 目的

平成17年3月の「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」の再発防止のための提言（以下、「再発防止のための提言」という。）に基づき、検討事項の調査検討を行い、今後の再発防止に向けた施策に反映させる。

[検討項目]

- ①患者・被験者の諸権利の法制化
- ②政策決定課程における科学性・透明性等を確保するシステムの構築
- ③患者等の権利擁護システムの整備
- ④公衆衛生等における予算編成の問題点
- ⑤被害の救済・回復
- ⑥正しい医学的知識の普及
- ⑦人権教育の徹底
- ⑧資料の保存・展示

2. 委託機関の業務

- (1) 検討会の議事運營業務
- (2) 事務局機能業務
- (3) 企画調査業務

3. 委託契約期間

平成18年7月3日～平成19年3月31日

4. 契約方式

企画競争方式による

5. 委託機関

(1) 会社名

株式会社三菱総合研究所
千代田区大手町2-3-6
昭和45年5月8日設立 社員数 805名

(2) 事務局スタッフ 田上豊実施責任者 他7名体制

6. 事務局の委託

第2回検討会より、2. の機能を株式会社三菱総合研究所へ委託する。
ただし、委員の人事に関することや情報公開等国が帰すべき業務については、従前通りとする。